

## 子ども・子育て支援金に係る国民健康保険税条例の改正について

### 1 子ども・子育て支援金の概要

#### (1) 制度の趣旨

国が児童手当の抜本的拡充など、子ども・子育て政策の給付拡充を図るための財源として、令和8年度から国民健康保険、被用者保険及び後期高齢者医療保険の医療保険者から徴収するものである。各医療保険者は、保険料(税)と合わせて被保険者から徴収する。

国民健康保険税条例については、現行の課税額に子ども・子育て支援納付金分が加わることとなるため、改正が必要となる。議案については、令和8年第1回定例会(3月議会)に提出予定である。なお、支援金の総額が、令和8年度から10年度まで段階的に増額となることから、令和8年から10年まで、毎年条例改正が必要となる見込みである。

#### (2) 軽減措置及び国・県からの財政支援等

現行制度と同様に低所得者等に対する軽減措置や、国・県からの保険者に対する財政支援等が行われる見込みである。

### 2 子ども・子育て支援納付金分保険税水準の県内統一

群馬県では、国保財政運営の安定化と被保険者間の公平性を確保するため、令和15年度を目標に国民健康保険税水準の県内統一を目指している。この統一を円滑に進めるため、また、子ども・子育て支援納付金分の納付金全体に占める割合が約3%程度であることから、県内市町村においては、令和8年度から先行して子ども・子育て支援納付金分の保険税水準を県内統一とすることとし、県は第3期群馬県国民健康保険運営方針(以下「第3期県運営方針」という。)を令和8年3月に改定する予定である。

### 3 子ども・子育て支援納付金分の保険税率等について

#### (1) 賦課方式

第3期県運営方針において、国民健康保険税の賦課方式は所得割、被保険者均等割(以下「均等割」という。)及び世帯別平等割(以下「平等割」という。)の3方式とすることとされている。これに基づき、子ども・子育て支援納付金分の賦課方式についても3方式を採用する。なお、子ども・子育て支援納付金分の均等割については、本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、18歳未満被保険者は全額軽減されるが、これを支えるため、18歳以上被保険者は均等割のほか、18歳以上均等割が賦課される。

## (2) 保険税率（額）設定

県から提示された子ども・子育て支援納付金分の県内統一税率（額）に基づき、保険税率等を次のとおり設定する。なお、県内統一税率（額）を設定するに当たっては、各市町村の標準収納率を納付金額及び税率（額）の算定基礎として使用することとなるが、現年分の収納率が高い市町村ほど税負担が多くなることのないよう、滞納繰越分の収納額及び保険税の法定軽減分に係る繰入金を反映した指標を採用し、市町村間の負担を調整することで公平性を確保するものとする。

### 【子ども・子育て支援納付金分に係る標準的な収納率の算定方法】

標準的な収納率

＝（現年分の収納額＋滞納繰越分の収納額＋保険税の法定軽減分に係る繰入基準額）÷（現年分の収納額＋保険税の法定軽減分に係る繰入基準額）

### 【現行税率（額）及び子ども・子育て支援納付金分税率（額）案】

区 分	医療給付費分	後期支援金分	介護納付金分	子ども・子育て支援納付金分（案）
所得割	7.0%	3.1%	2.5%	0.3%
被保険者均等割	29,000円	12,600円	12,200円	1,200円
18歳以上均等割	—	—	—	100円
世帯別平等割	19,400円	8,400円	6,200円	800円
課税限度額	66万円	26万円	17万円	3万円
保険税水準	R15年度を目標に県内統一			R8年度から県内統一

#### ※用語の説明

所得割：前年度総所得から基礎控除を差引いた金額に所得割率を乗じた額

均等割：世帯の被保険者数に応じた額

平等割：1世帯につき負担する額

課税限度額：受益と負担の関係で被保険者の納税意欲に与える影響などを考慮し設定する税負担の上限額

## (3) 軽減措置

### ア 低所得世帯

国民健康保険税においては、低所得者世帯の負担能力を考慮して、世帯の所得が一定金額以下の場合には、均等割額及び平等割額の7割、5割又は2割を軽減している。子ども・子育て支援納付金分についても、軽減措置が適用される。

【(子ども・子育て支援納付金分) 軽減額】

区 分	被保険者 均等割	18歳以上 被保険者 均等割	世帯別 平等割
7割軽減	840円	70円	560円
5割軽減	600円	50円	400円
2割軽減	240円	20円	160円

イ 出産被保険者

国民健康保険税においては、子育て世帯の負担軽減等の観点から、出産時における軽減措置がある。子ども・子育て支援納付金分についても、軽減措置が適用されるため、出産予定の被保険者又は出産した被保険者の産前産後期間に係る所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額を減額する。

ウ 18歳未満被保険者

本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者に係る被保険者均等割額を10割減額する。

【参考】

< (子ども・子育て支援納付金分) 1世帯当たり平均課税額 >

年税額 4,291円 月額 357円

< (子ども・子育て支援納付金分) 世帯別試算税額 >

【1人世帯】

所得 (万円)	軽減	年税額	月額
43	7割	600円	50円
73.5	5割	1,900円	158円
99	2割	3,300円	275円
300	-	9,800円	816円
600	-	18,800円	1,566円
900	-	27,800円	2,316円

【2人世帯】

所得 (万円)	軽減	年税額	月額
43	7割	1,000円	83円
104	5割	3,500円	291円
155	2割	6,000円	500円
300	-	11,100円	925円
600	-	20,100円	1,675円
900	-	29,100円	2,425円

【3人世帯】

所得 (万円)	軽減	年税額	月額
43	7割	1,400円	116円
134.5	5割	5,000円	416円
211	2割	8,800円	733円
300	-	12,400円	1,033円
600	-	21,400円	1,783円
900	-	30,000円	2,500円

【4人世帯】

所得 (万円)	軽減	年税額	月額
43	7割	1,800円	150円
165	5割	6,600円	550円
267	2割	11,500円	958円
300	-	13,700円	1,141円
600	-	22,700円	1,891円
900	-	30,000円	2,500円